

大館市定住奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に定住する意思をもって「大館市空き家バンク制度」を活用し、住宅を取得し転入した者に対し、大館市定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、本市への定住を促進し、定住人口の安定・確保及び空き家の有効活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。
- (2) 定住 永住を前提にして居住する意思をもって住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）をし、かつ、その生活基盤が大館市内にあることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、大館市空き家バンク制度を活用して住宅を購入（生計を一にする同居の親族が購入した場合を含む。）した者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入した日から5年を経過していないこと。
- (2) 現に当該住宅に居住し住民登録していること。
- (3) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。
- (4) 国、県又はその他の地方公共団体等から同一の補助金等の交付を受けていないこと。

(奨励金の交付)

第4条 奨励金は、第3条に規定する対象者に対し、別表に定める対象経費相当分

- (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、単身で居住した場合は15万円、2人以上の世帯で居住した場合は30万円を上限に交付する。ただし、その全部又は一部をその額に相当する額面の商品券により交付することができる。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大館市定住奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、空き家バンクに登録された住宅を購入した日から1年以内に市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載されたもので、発行の日から 1 か月以内のものに限る。)

(2) 定住のために要した経費の領収書(原本)

(3) 購入した住宅の売買契約書(写し)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、大館市定住奨励金交付(不交付) 決定通知書(様式第 2 号) により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 7 条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者が奨励金の交付を請求するときは、大館市定住奨励金交付請求書(様式第 3 号) を市長に提出しなければならない。

(奨励金の受領)

第 8 条 第 4 条ただし書の規定により、商品券による奨励金の交付を受けたときには、大館市定住奨励金受領書(様式第 4 号) を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消し、大館市定住奨励金交付決定取消通知書(様式第 5 号) により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

(2) この奨励金と重複して、他の自治体・団体等から当該経費を補てんする補助金等の交付を受けたとき。

(奨励金の返還)

第 1 0 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、期限を定めて、当該奨励金の全額に相当する額の返還を命じなければならない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の第4条ただし書の規定は、施行日前に転入した者に係る奨励金についても適用することができる。
- 4 この要綱による改正後の第5条の規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入した者は、改正前の第5条の規定にかかわらず、同条の規定による申請を平成30年3月31日までに行わなければならない。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表

| | |
|------|--|
| 対象経費 | <ol style="list-style-type: none">1．引越し業者への支払経費2．市まで引っ越すために要した交通費(物件の下見や契約手続きのための交通費も含む。)3．不用品処分費4．住宅購入費5．購入した住宅のリフォーム費用(大館市リフォーム支援事業及び秋田県リフォーム推進事業により助成を受けた分を除く。)6．家具・家電製品等の購入費用7．自動車の購入費用8．その他、必要と認められる経費 |
|------|--|